

ストーカー事案の加害者に対する精神医学的治療等制度の運用要領について（概要）

（令和4年12月14日 鹿人少第245号）

本通達は、ストーカー事案の加害者に対する精神医学的治療制度の運用要領を定めたものである。

本通達の主な内容は

- 制度制定の趣旨
- 連携する精神科医療機関
- 制度の概要
- 治療等の対象者
- 治療等の実施手順
- 制度運用上の留意事項

等である。